主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法四三三条の抗告理由に当たらない。

なお、【要旨】所論には、本件勾留の裁判自体が違法であるから本件勾留は取り 消されるべきであると主張する部分があるが、右の所論と同一の論拠を主張してさ れた本件勾留の裁判に対する異議申立てが先に棄却され、右棄却決定がこれに対す る特別抗告も棄却されて確定しているのであるから、再び右論拠に基づいて本件勾 留を違法ということはできない。

よって、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 福田 博 裁判官 河合伸一 裁判官 北川弘治 裁判官 亀山継夫 裁判官 梶谷 玄)